

不良行為の種別及び態様

次に掲げる行為であって、犯罪の構成要件又は犯要件(少年法第3条第1項第3号に規定されたる犯事由及び犯性をいう。)には該当しないが、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの。

種別・態様		
1	飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
2	喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3	薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4	粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5	刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6	金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8	性的いたづら	性的いたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9	暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10	家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11	無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかいし又はたむろする行為
13	怠学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14	不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15	不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16	不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17	その他 ※	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警察本部長が指定するもの

※ その他については、以下の行為を指定しています。

- 迷惑行為
公共の場所又は多衆が集まる場所において、他人の通行等の妨げとなるような方法で床や地面に座り込む、走り回る、ごみを散らかす、大声・騒音を発する等他人に迷惑をかける行為
- 火遊び
保護者を伴わず、危険を生ずるおそれのある火遊びをする行為
- 不安を覚えさせるような行為
公共の場所における、特攻服又はこれに類する衣服等を着用又は所持した者がたむろする、はいかいする等他人に不安を覚えさせるような行為